

別表第一 (第三号関係)

区分	科 目	時間数	備 考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	二	重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと
	基礎的な介護技術に関する講義	一	
	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	五	
	外出時の介護技術に関する実習	二	
	合 計	一〇	

別表第二 (第三号関係)

区分	科 目	時間数	備 考
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	四	
	コミュニケーションの技術に関する講義	二	
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	一	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	三	在宅等で生活する障害者区分五又は六である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を一所として行われるものとする。
合 計	一〇		

別表第三 (第四号関係)

区分	科 目	時間数	備 考
講義	行動援護に係る制度及びサービスに関する講義	二	サービス利用者の人権及び従事者の職業倫理に関する講義も含む
	行動援護利用者の障害特性及び障害理解に関する講義	二	
	行動援護の技術に関する講義	二	
	行動援護の事例の検討に関する演習	四	
演習	行動援護の支援技術に関する演習	三	

○厚生労働省告示第五百三十九号
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号)及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第二百三十二号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める一単位の単価
一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)第一号、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号)第一号及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価は、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)以下「法」という。第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、児童デイサービス、自立訓練及び障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービス)をいう。以下同じ。法第三十二条第一項に規定する指定相談支援(以下「指定相談支援」という)並びに法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援については十円、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、指定相談支援の事業を行う事業所又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割 合
特別区	旧知的障害者通勤費支援	千分の千四十八
	就労継続支援	千分の千六十八
	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)	
	自立訓練	千分の千七十
	就労移行支援	千分の千七十一
	居宅介護	千分の千七十二
	重度訪問介護	
その他	児童デイサービス	
	短期入所	
	重度障害者等包括支援相談支援	

行動援護の事例分析に関する演習	行動援護の事例分析の検討に関する演習
四 モデルを使ったグループワークによる演習を行うこと。	三 演習結果の発表及び講評を行うこと。
合 計	一〇

		特甲地	
生活介護	旧身体障害者更生施設支援	千分の千七十三	
旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)		千分の千七十五	
施設入所支援		千分の千七十九	
旧身体障害者療護施設支援		千分の千八十	
旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)			
旧知的障害者授産施設支援		千分の千八十六	
旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)		千分の千八十七	
共同生活援助		千分の千九十八	
共同生活介護		千分の千九十七	
旧知的障害者通勤寮支援		千分の千四十八	
就労継続支援		千分の千五十七	
旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)		千分の千五十九	
自立訓練			
就労移行支援			
居宅介護		千分の千六十	
重度訪問介護			
行動援助			
児童デイサービス			
短期入所			
重度障害者等包括支援			
相談支援			
生活介護		千分の千六十一	
旧身体障害者更生施設支援			
旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)		千分の千六十二	
施設入所支援		千分の千六十六	
旧身体障害者療護施設支援		千分の千六十七	
旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)			
旧知的障害者授産施設支援		千分の千七十二	
旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)			
共同生活援助		千分の千八十	
共同生活介護		千分の千八十一	

		甲地	
旧知的障害者通勤寮支援		千分の千二十四	
就労継続支援		千分の千三十四	
旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)			
自立訓練		千分の千三十五	
就労移行支援			
居宅介護		千分の千三十六	
重度訪問介護			
行動援助			
生活介護			
児童デイサービス			
短期入所			
重度障害者等包括支援			
相談支援			
旧身体障害者更生施設支援			
旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)		千分の千三十七	
施設入所支援		千分の千四十	
旧身体障害者療護施設支援			
旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)			
旧知的障害者授産施設支援		千分の千四十三	
旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)			
共同生活援助		千分の千四十八	
共同生活介護		千分の千四十九	
旧知的障害者通勤寮支援		千分の千五十二	
就労継続支援		千分の千五十七	
旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)			
居宅介護		千分の千十八	
重度訪問介護			
行動援助			
生活介護			
児童デイサービス			
短期入所			
重度障害者等包括支援			
自立訓練			

		乙地	
--	--	----	--

特別区 東京都	地域区分 都道府県	特別区 地 域	二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。							
			就労移行支援 相談支援 旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合) 施設入所支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合) 旧知的障害者授産施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合) 共同生活援助 共同生活介護 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 生活介護 児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活介護 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 相談支援 旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者療護施設支援 旧身体障害者授産施設支援 旧知的障害者更生施設支援 旧知的障害者授産施設支援 旧知的障害者通勤支援	千分の千二十九	千分の千二十	千分の千二十一	千分の千二十二	千分の千二十三	千分の千二十四	千分の千
特別区 東京都	特別区 東京都	特別区 地 域	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市							

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成十五年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。	甲地 神奈川県 愛知県 京都府 大阪府 兵庫県 埼玉県 千葉県 神奈川県 大阪府 兵庫県 福岡県	乙地 北海道 宮城県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 長崎県	丙地 すべての都道府県	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市 名古屋 京都府 大阪市、堺市、豊中市、岸和田市、池田市、八尾市、箕面市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、東大阪市、忠岡町 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市 さいたま市 千葉市 葉山町 泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、高石市 伊丹市 福岡市、北九州市 札幌市、小樽市 仙台市 つくば市 札幌市、川口市、所沢市、狭山市、草加市、越谷市、岩槻市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、上福岡市、大井町、三芳町 市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市、八千代市 青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、あきる野市 平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町 静岡市、熱海市、伊東市 岡崎市 大津市 宇治市、向日市、長岡京市 松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、羽曳野市、門真市、柏原市 姫路市、明石市、川西市 奈良市、大和郡山市、生駒市 和歌山市 岡山市 広島市、府中町 下関市 久留米市、飯塚市 長崎市
--	---	--	----------------	--